

【三井住友海上メットライフ生命保険株式会社】
変額個人年金保険 LG シリーズ〈早期受取終身年金プラン〉
「記・年・樹」の販売を9月6日より下記の金融機関を通じて開始



三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(本社:東京都、社長:樋口 幸男)は、加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005)〈早期受取終身年金プラン〉「記・年・樹」の販売を、下記の金融機関を通じて、2010年9月6日より開始いたします。「記・年・樹」は、特別勘定の運用を「世界投資コース」と「日本投資コース」の2つから選べる変額個人年金保険です。本商品は、積立期間を自由に設定でき、最短でご契約の1年後から一生涯の年金が受け取れます。また、運用成果によっては、毎年の年金額が増える可能性があり、一度増えた年金額は、基本保険金額を減額しない限り下がりにません。「すぐに、ずっと」「ふやす」「まもる」というニーズに幅広くお応えする商品です。(詳しくは下記の「主な特徴」をご参照下さい。)

商品名称	金融機関(募集代理店)
<p style="text-align: center;">三井住友海上メットライフ生命 変額個人年金保険 LGシリーズ <small>【き・ねん・じゅ】</small> 記・年・樹 <small>〈早期受取終身年金プラン〉</small> <small>加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005)</small></p>	<p>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</p>

この商品の主な特徴

【POINT 1】すぐに、ずっと

ご契約の最短1年後から、一生涯の年金をお受取りいただけます。

たとえ、積立金がなくなっても被保険者をご存命である限り、一生涯にわたって年金をお受取りいただけます。この年金は年金分割支払特約の付加により年12回、年6回、年2回に分割してお受取りいただくこともできます。

【POINT 2】ふやす

運用成果によっては、毎年の年金額が増えます。

年金支払期間中も特別勘定で運用を継続することで、運用成果に応じて、毎年受取る年金額が「ステップアップ」する可能性があります。(ステップアップ年金)

また、一度ステップアップした年金額は、基本保険金額を減額しない限り下がりにません。

【POINT 3】まもる

払込保険料相当額(基本保険金額)の100%を最低保証します。

積立期間中は死亡保険金として、年金支払期間中は既払年金累計額と死亡一時金額の合算(受取総額)として、払込保険料相当額(基本保険金額)の100%が保証されます。

※商品の概要については、添付の関連資料『加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005)「記・年・樹」商品概要』をご参照ください。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■市場リスクについて

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■預金などとの違いについて

この保険は、当社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■お客様にご負担いただく費用について(この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります)

●ご契約時

契約初期費用として、一時払保険料の3%を特別勘定への繰入前に一時払保険料から控除します。

●特別勘定での運用期間中

保険関係費として、積立金額に対して年率2.75%^{*1}/365を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費^{*2}として、特別勘定の資産残高に対して年率0.1575%程度(消費税込)/365を乗じた金額を毎日控除します。

●一般勘定で運用する年金支払期間中

年金管理費として、年金額に対して1%を年金支払日に責任準備金から控除します。

※遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。

●解約・一部解約時

契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて4%~1%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金から控除します。

^{*1} 加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約の費用(積立金額に対して年率0.95%)を含みます。

^{*2} 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【ご注意】

●運用実績によっては、年金額がステップアップしない場合があります。

●保証金額付特別勘定終身年金の支払期間中に一部解約(基本保険金額の減額)をした場合には、ステップアップ年金額は減額されます。

●受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額によってはこの保証率を下回る場合があります。

●一般勘定で運用する年金種類に変更した場合の年金額は、年金原資および年金支払開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。

※加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005)「記・年・樹」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005)「記・年・樹」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com>)をご覧ください。

記・年・樹

〈早期受取終身年金プラン〉

加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005)

「記・年・樹」商品概要

加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005)

基本保険金額 (一時払保険料)		300万円以上、5億円以下(1万円単位)			
保険料の払込方法		一時払のみ			
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		56～80歳			
積立期間		1年以上、被保険者が満90歳の契約応当日の前日まで			
特別勘定	世界投資25	国内株式17.5%、外国株式7.5%、国内債券57.5%、外国債券17.5% ※外国株式については、米ドル、ユーロ、ポンドの3通貨に限定した投資を行います。			
	日本投資30B	国内株式30.0%、国内債券70.0%			
年金種類		保証金額付特別勘定終身年金			
年金支払期間		終身			
年金支払開始年齢		57～90歳			
年金額		基本年金額+ステップアップ年金額			
基本年金額		契約日から年金支払開始日までの期間に応じて算出			
		契約日から年金支払開始日までの期間[積立期間]	4年未満	4年以上7年未満	7年以上
		基本年金額の算出率(基本保険金額に対して)			
		3.0%			
		3.5%			
		4.0%			
ステップアップ年金額		「基準日時点の運用成果に基本年金額の算出率を乗じた額」と「基準日のステップアップ年金額」のいずれか大きい額			
年金の種類の変更		所定の条件のもと特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する次の年金種類への変更が可能			
		年金種類	年金支払期間(保証期間)		
		確定年金	5年、10年、15年、20年		
		年金総額保証付終身年金	終身		
		保証期間付終身年金	終身(5年、10年、15年)		
		保証期間付夫婦年金			終身(5年、10年、15年)
付加できる 主な特約	遺族年金支払特約	年金受取人:死亡保険金の場合は死亡保険金受取人、死亡一時金の場合は年金受取人 年金種類 :確定年金(年金受取期間:5、10、15、20、25、30年)			
	年金分割支払特約	年金受取人の申し出により、特約を付加することで、毎年の年金を分割してお受取りいただけます。(遺族年金支払特約による年金ならびに一般勘定で運用する年金は分割してお受取りいただけません。)			
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の3%			
	保険関係費	積立金額に対して年率2.75%			
	資産運用関係費*	特別勘定の資産残高に対して年率0.1575%程度(消費税込)			
	年金管理費	年金額に対して1%(遺族年金支払特約による年金支払期間中も含む)			
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象			

* 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。その他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。